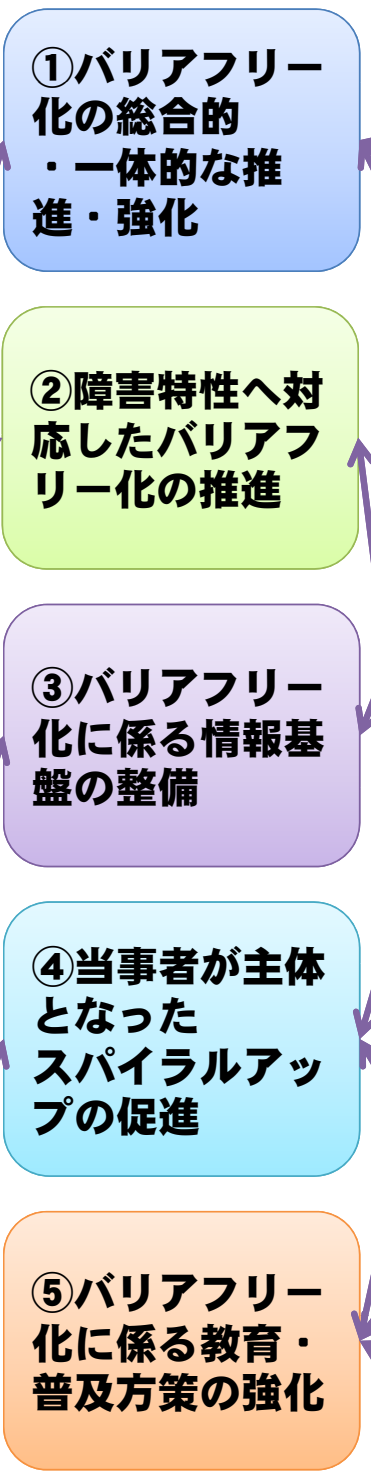


1. バリアフリー化の推進

- (1) バリアフリー化の推進状況**
〔公共交通機関〕
 ・地方部では鉄道よりもバスの重要性が高いため、バスのバリアフリー化を推進すべき。
 ・国としてホームドアの整備促進策を示すことが必要。また、無人駅等のバリアフリー化方策についても方針を示すべき。
 ・乗車拒否等の実態も踏まえた鉄道車両や航空機本体のバリアフリー化の促進方策の検討が必要。
- 〔道路〕**
 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置等、歩行空間のバリアフリー化のより一層の推進を図るべき。
- 〔建築物〕**
 ・自治体によっては、条例で義務化の対象となる建築物を拡大しつつ、拡大部分について条例で付加基準を緩和する等の工夫を行っている。国から地方自治体に対する啓発を行うべき。
- 〔障害特性に応じたバリアフリー化〕**
 ・視覚障害者・聴覚障害者に対する情報アクセス確保が遅れている。
 ・知的障害者にとっては、施設の表示方法についても重要。
 ・障害特性ごとのニーズを踏まえた基準の調整をするべき。
- 〔災害時・緊急時のバリアフリー化〕**
 ・東日本大震災を踏まえ、災害時・緊急時に備えたバリアフリー化の検討や、復興まちづくりの中にバリアフリーを入れていくことも必要。
- (2) バリアフリー化の実態把握・情報提供**
 ・歩道のバリアフリー基準への適合状況等の基礎情報が必要ではないか。
 ・基準の適合率だけでなく、バリアフリーの質や、高齢者、障害者等の社会参加がどれだけ促進されたかといった観点からの評価も必要。
 ・移動困難者の移動距離等のデータを整備すべき。
 ・技術について、当事者に検証してもらう機会が必要。
 ・技術面の発信が不足しているので、普及啓発が必要。
- (3) バリアフリー化の推進・連携体制**
 ・ノンステップバスとバス停や、道路と建築物等、連続的なバリアフリー化を確保するために更なる連携が必要。
 ・の条例委任化により行政区域をまたぐと基準が変わり移動等円滑化基準、連続的なバリアフリー化が阻害される可能性がある。
 ・当事者等の参加で実質的な議論をできる場が必要。
 ・全国の課題を集約できるような仕組みが必要。



2. 基本構想の取組み

- (1) 現行の他の計画等との連携**
 ・これからの基本構想には、交通ネットワーク・モビリティの確保やまちづくりの視点が必要。地域公共交通活性化・再生法の枠組みや社会資本整備総合交付金等との連携についても検討すべきではないか。
- (2) 基本構想の作成促進策**
 ・提案制度について、使いやすい仕組み作りが必要。
 ・バリアフリープロモーターやガイドブックについて、当事者を入れた形で見直しが必要。
- (3) 特定事業の取組み**
 ・路外駐車場、都市公園、建築物について、特定事業として位置づけられる割合が少ない。
 ・民有地・民間建築物への働きかけに対するインセンティブが必要。
- (4) 協議会等の体制・取組み**
 ・協議会等において事業の進捗を管理する仕組みが必要。また当事者や一般市民、研究者などが参加することで人材育成にもつながる。
 ・利用者による基本構想の評価手法を検討すべき。
 ・協議会等へ参画している障害者等の代表制の問題がある。
 ・広域調整や複数事業者の調整を行えるような体制整備が必要。
- (5) 市町村における課題**
 ・市町村のレベルに差が激しく、担当者への教育プログラムが必要。

3. 心のバリアフリー

- (1) 職員教育関係**
 ・乗車拒否等について、障害者権利条約の批准も視野に入れた対策を検討すべき。
 ・当事者参加で行われるBEST研修は評価が高いものの、参加者拡大が課題。
 ・知的障害・発達障害・精神障害者への理解の促進を図るため、当事者参画による研修の実施が必要。
- (2) 心のバリアフリーの周知関係**
 ・バリアフリー教室が形式化しており、受講者が地域に還元していくような仕組みへと見直す必要がある。
 ・一般の人や市町村の担当者の心のバリアフリーの理解も必要。

今後の取組みの方向性（案）

短期的に実施すべき取組み

中長期的に実施すべき取組み

① バリアフリー化の総合的 ・ 一体的な推進・強化

・交通計画やまちづくり、観光立国等との連携によるバリアフリー化の推進
-社会資本整備重点計画、交通基本計画（交通基本法案成立後策定予定）等への位置づけ
-地域公共交通確保維持改善事業、社会資本整備総合交付金の重点的实施

・災害時・緊急時に対応したバリアフリー・
情報提供方策の検討

・地域における取組の収集・情報発信
-事業進捗や先駆的事例
-条例等の情報発信

・バリアフリーガイドライン見直し、JIS作成支援

・ガイドラインの評価に基づくバリアフリー基準の見直し検討

・バリアフリー基本構想作成ガイドブック・プロモーター派遣等の見直し

② 障害特性に対応した バリアフリー化の推進

・弱視・色覚障害等に配慮したバリアフ
リー化の検討

・知的障害者・発達障害者・精神障害者に配慮したバリアフリー
化の検討

③ バリアフリー化に係る 情報基盤の整備

・バリアフリー化に関するデータ（地方公共団体別の整備状況等）の整備・公表

・バリアフリー化の評価・指標の検討

・バリアフリー技術の開発推進・情報発信

④ 当事者が主体となった スパイラルアップの促進

・全国BFNW会議・地方バリアフリー連絡協議会のあり方を見直し
-地方バリアフリー連絡協議会を活用した地域ごとのバリアフリー化の実態把握
-全国BFNW会議における情報集約とスパイラルアップ方策の検討

・乗車拒否・利用拒否等の課題分析・解決方策の検討

・バリアフリー基本構想の作成・進捗管理・事後評価の実施方策・
体制の検討

⑤ バリアフリー化に係る 教育・普及方策の強化

・バリアフリー教室のあり方を見直し

・市町村や事業者等へのバリアフリー研修のあり方の検討